

# 加 盟 規 程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、船橋市スポーツ協会（以下「本会」という。）会則第 8 条に基づき、加盟団体に関し、必要な事項を定める。

第 2 条 加盟団体は、本会会則第 5 条に規定するアマチュアスポーツ団体でなければならない。

(加盟申請)

第 3 条 新たに加盟しようとする団体の代表者は、次に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、既存の種目団体がある場合は、申請を受け付けないものとする。

(1) 加盟申請書

(2) 規約（第 1 章 総則、第 2 章 事業、第 3 章 会員、第 4 章 役員、  
第 5 章 会議、第 6 章 会計、附則）

(3) 会員数及びチーム（クラブ）数

(4) 役員名簿（役職名、氏名、住所、電話番号、職業）

(5) 当該年度を含む過去 3 年間の事業計画書及び収支予算書

(加盟の受理)

第 4 条 加盟申請を受理したときは、市民スポーツ委員会に諮問し、加盟条件が満たされている場合には、理事会の承認を経て、当分の間、準加盟団体として加盟を承認し、その後の活動経過が良好であれば本会会則第 6 条に基づき本加盟とする。

第 5 条 本加盟を承認した団体には、ただちに承認通知書を発行する。

第 6 条 本加盟の承認を得た団体は、ただちに評議員 1 名を選出し、所定の用紙により、本会に報告しなければならない。

(事業計画書、報告書)

第 7 条 加盟団体は、毎年 3 月に翌年度の事業計画書及び収支予算書を提出し、また事業終了後は、その年度の事業報告書及び収支報告書を提出しなければならない。

(事業活動交付金)

第 8 条 本会は、毎年度加盟団体に事業活動交付金を交付することができる。ただし、準加盟団体は除く。

(分担金)

第 9 条 加盟団体は、毎年 5 月末日までに分担金を納入しなければならない。ただし、準加盟団体は除く。

第 10 条 加盟団体の納入する分担金は、事業活動交付金の 10～13%相当額とする。

第 11 条 脱退しようとする加盟団体の代表者は、次に掲げる書類を本会会長に提出しなければならない。

(1) 脱退願書

(2) 脱退理由書

附 則

この規程は、昭和 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 42 年 3 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 12 年 3 月 24 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。